

# 衆議院消費者問題に関する特別委員会ニュース

平成 21.4.16 第 171 回国会第 14 号

4 月 16 日（木）、第 14 回の委員会が開かれました。

- 1 消費者庁設置法案（内閣提出、第 170 回国会閣法第 1 号）  
消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、第 170 回国会閣法第 2 号）  
消費者安全法案（内閣提出、第 170 回国会閣法第 3 号）  
消費者権利院法案（枝野幸男君外 2 名提出、衆法第 8 号）  
消費者団体訴訟法案（小宮山洋子君外 2 名提出、衆法第 9 号）
  - ・麻生内閣総理大臣及び野田国務大臣（消費者行政推進担当大臣）並びに提出者枝野幸男君（民主）及び小宮山洋子君（民主）に対し質疑を行い、～ について質疑を終局しました。
  - ・岸田文雄君外 12 名（自民、民主、公明、共産、社民、国民）提出の～ に対する修正案について、提出者岸田文雄君（自民）から趣旨説明を聴取しました。
  - ・～ 及び～ に対する修正案に対し、大口善徳君（公明）、田名部匡代君（民主）及び吉井英勝君（共産）が討論を行いました。
  - ・～ に対する修正案について採決を行った結果、全会一致をもって可決されました。  
（賛成 - 自民、民主、公明、共産、社民、国民）
  - ・～ に対する修正部分を除く原案について採決を行った結果、全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。  
（賛成 - 自民、民主、公明、共産、社民、国民）
  - ・～ に対する修正案について採決を行った結果、全会一致をもって可決されました。  
（賛成 - 自民、民主、公明、共産、社民、国民）
  - ・～ に対する修正部分を除く原案について採決を行った結果、全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。  
（賛成 - 自民、民主、公明、共産、社民、国民）
  - ・～ に対する修正案について採決を行った結果、全会一致をもって可決されました。  
（賛成 - 自民、民主、公明、共産、社民、国民）
  - ・～ に対する修正部分を除く原案について採決を行った結果、全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。  
（賛成 - 自民、民主、公明、共産、社民、国民）
  - ・～ に対し七条明君外 5 名（自民、民主、公明、共産、社民、国民）から提出された附帯決議案について、園田康博君（民主）から趣旨説明を聴取しました。
  - ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。  
（賛成 自民、民主、公明、共産、社民、国民）

（質疑者及び主な質疑内容）

## 岸田文雄君（自民）

- ・今日までの消費者問題を巡る議論を振り返り、麻生内閣総理大臣及び野田国務大臣の所見を伺いたい。
- ・今回の消費者問題特別委員会において、民主党が独自に対案を提出して論戦を繰り広げたが、衆法提出者の所感を伺いたい。
- ・消費者庁が設置されても、今後その運用や活用について様々な課題があると思うが、野田国務大臣の将来に向けた決意を伺いたい。

## 大口義徳君（公明）

- ・内閣府に設置される消費者委員会において行使される権限、同委員会の委員 3 名の常勤的勤務が可能となるような人選と財政上の措置、相談員の処遇改善、集中育成・強化期間後の国による地方への支援の検討など、与野党修正協議において合意された事項について、麻生内閣総理大臣及び野田国務大臣の決意や所見を伺いたい。

## 階 猛君（民主）

- ・消費者庁設置法案第3条に規定されている「消費者の利益の擁護及び増進」の意味するところに対する麻生内閣総理大臣の認識を伺いたい。
- ・消費者の利益を擁護するための被害者救済制度を整備する必要性について、野田国務大臣の見解を伺いたい。
- ・消費生活センターは複数の市町村の広域連合で設置した方が地方消費者行政の活性化をもたらすのではないかと指摘に対する野田国務大臣の見解を伺いたい。
- ・与野党合意で設置されることとなった「消費者委員会」において民間事業者に対する独自の調査権が認められなかった理由及び同委員会が消費者庁の活動をチェックする必要性について、野田国務大臣の見解を伺いたい。

## 小川 淳也君（民主）

- ・消費者庁関連法案について与野党合意が成立した意義に対する麻生内閣総理大臣及び提出者の見解を伺いたい。
- ・与野党合意で設置されることとなった「消費者委員会」について、同委員会に対する評価を提出者に伺いたい。また、同委員会における民間登用の在り方について、麻生内閣総理大臣の見解を伺いたい。
- ・消費者庁の所管法に建築基準法等消費者に係る法律を順次含めていく必要性について、野田国務大臣の見解を伺いたい。
- ・消費者安全法案における「重大事故等」に財産事故を含める必要性について、野田国務大臣の見解を伺いたい。

## 吉井 英勝君（共産）

- ・消費者問題解決で最も重要であるのは現場力である。しかし、東京都のように財政力があるところでさえ、消費生活相談員は5年で雇い止めになる。5年10年と経験を積み蓄積することではじめて力を発揮することができる。この雇い止め問題をどのように解決していくのか野田国務大臣に伺いたい。

- ・消費者関係の重大問題が発生した場合、消費者委員会などが問題説明を進め、消費者庁にしっかりものを言うことが重要である。そのためには各府省が消費者委員会に全面的に協力していくことが重要であり、総理が関係府省を指導する必要があるのではないか。
- ・輸入食品の検査率を高めていくことや監視員を増員していくなど、規制緩和で後退した食の安全のための施策を回復させていく必要があるのではないか。

## 日 森 文 尋君（社民）

- ・委員会や修正協議の中で、消費者庁の任務、消費者委員会の権限や独立性、地方消費者行政の充実などが論点となったが、このような問題がなぜ論点となったのかについて、野田国務大臣の認識を伺いたい。
- ・地方の消費者行政が非常に弱体化しているが、その理由は三位一体改革で地方交付税などが削減され、そのしわ寄せで地方消費者行政が整理されたためである。消費生活相談員の処遇改善を含め、地方消費者行政の改善に向けた麻生内閣総理大臣の決意を伺いたい。
- ・消費者行政の司令塔として消費者庁及び消費者委員会が設置されるが、各府省が積極的に協力しなければ、司令塔としての機能を果たすことができない。麻生内閣総理大臣の決意を伺いたい。

## 糸 川 正 晃君（国民）

- ・修正案で消費者行政の制度面での充実が図られたが、実際に運用する行政の志や使命感につなげていかなければならないと考える。消費者行政の価値の転換について麻生内閣総理大臣の所見を伺いたい。
- ・シンドラ社のエレベーター事故を受けて建築基準法施行令が改正されたが、既存のエレベーターには適用されない。この改正建築基準法施行令が適用されないエレベーターについて、どのように対応していくのか。
- ・被害者救済制度の今後の在り方について、麻生内閣総理大臣の見解を伺いたい。